

# 田布施町農業委員会総会議事録

1 日 時 令和5年2月16日(木) 9時30分～

2 場 所 田布施町役場 3階 議事堂

## 3 出席者

### 委員

会長 南 一成 出席 欠席

会長職務代理者 小坂 竜一 出席 欠席

### 農業委員

1 番 今井 清弘 出席 欠席

2 番 福本 卓雄 出席 欠席

3 番 重森 陽 出席 欠席

4 番 永田 洋一 出席 欠席

5 番 川脇 幸子 出席 欠席

### 農地利用最適化推進委員

6 番 西本 浩二 出席 欠席

7 番 山城 啓一 出席 欠席

8 番 岡野 保雄 出席 欠席

9 番 塩田 博史 出席 欠席

10 番 山本 泰弘 出席 欠席

11 番 驛重 寛和 出席 欠席

12 番 木下 嗣生 出席 欠席

### 事務局

事務局長 山中 浩徳 出席 欠席

書記 松本 尚樹 出席 欠席

書記 西上 あきら 出席 欠席

## 4 議事日程

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 現況証明について

田布施町農業委員会会議規則第19条第2項の規定により署名する。

会 長 南 一 成

署名委員 今 井 清 弘

署名委員 川 脇 幸 子

**議長** 本日はですね、西本委員の方から欠席の連絡をいただいております。そういうことで全員お揃いになりましたので、只今より令和5年第2回農業委員会総会を開催します。まず、日程第1『議事録署名委員の指名』を行います。本日の議事録署名委員に川脇委員と今井委員を指名します。

つづきまして、日程第2

『議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について』

『議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について』

『議案第3号 現況証明について』

を議題といたします。

それでは「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」1番の説明を事務局よりお願いします。

---

**事務局** ページ番号4をご覧ください。申請地は6筆で大波野地区に点在しております。各筆を拡大した詳細図面はページ番号5～9に記載しておりますが、4ページの全体図にて説明します。

申請地は、大波野地区にあり、3条-1(1)及び(5)で示している比較的小さな筆が第二種農地、それ以外の4筆は農用地です。

取得目的は新規就農で、利用計画について、水稻及び畑利用です。水稻については、農事組合法人と共同で実施予定。畑については夫婦で果樹等を栽培するという事で申請されています。以上です。

**議長** ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたらお願いします。

**山本委員** 只今説明がありましたように、畑と田を譲受人が取得するものです。圃場整備が完了した圃場については、以前より●●が利用権を設定して耕作しておりましたが、農地取得後は、●●より指導を受けながら譲受人が共同で耕

作をするということでございます。利用権が設定されていた農地についても、引き続き●●と利用権の設定をするということで聞いております。畑については、以前譲渡人が畑に果樹を植えておりましたので、引き続き譲受人もその果樹栽培しながら、自家用野菜を栽培したいということでしたので、問題はありません。

**永田委員** 問題ありません。

**議長** これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

**議長** 特にないようですので、質疑を終了します。次に、議案第1号1番を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員) 挙手全員です。したがって、議案第1号1番は原案のとおり決定致しました。

次に議案第1号2番の説明を事務局よりお願いします。

---

**事務局** ページ番号10をご覧ください。申請地は、役場より南1.9kmに位置する第二種農地です。位置は3条-2で示しています。

利用計画について、水稻ということで申請されています。以上です。

**議長** ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたらお願いします。

**驛重委員** 譲受人は、●●で田んぼを作っておられた方で、その方が買われるんですけれども、別に問題はありません。

**重森委員** この土地は以前からもうずっと譲受人が耕作しておりまして、問題はありません。

**議長** これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

**議長** 他にありませんか。(質疑なし) 特にないようですので、質疑を終了します。次に、議案第1号2番を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員) 挙手全員です。したがって、議案第1号2番

は原案のとおり決定致しました。

次に議案第1号3番の説明を事務局よりお願いします。

---

**事務局** ページ番号11をご覧ください。申請地は、役場より南西900mに位置する第三種農地です。位置は3条-3で示しています。

利用計画について、野菜栽培ということで申請されています。以上です。

**南委員** 図面を見てもらったら分かるようにですね、譲受人の自宅の北側に隣接した農地でございます。そういうことで、何度もこの周りの農地は一生懸命耕作させておりますので、今後ともですね、荒れることがなく有効な耕地になると思いますので、私は異議はございません。

**議長** これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

**議長** 他にありませんか。(質疑なし) 特にないようですので、質疑を終了します。次に、議案第1号3番を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員) 挙手全員です。したがって、議案第1号3番は原案のとおり決定致しました。

次に議案第1号4番の説明を事務局よりお願いします。

---

**事務局** ページ番号12をご覧ください。申請地は、役場より南東2.4kmに位置する第三種農地です。位置は3条-4で示しています。

本案件については、先月の総会にて住宅に付属する農地として認定されたものです。譲受人は、付随する住宅と一緒に申請地を取得する予定で売買契約書の写しにて確認をしております。

利用計画について、自家消費を目的として季節野菜や果樹を栽培するということで申請されています。以上です

**議長** ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたらお願いします。

**驛重委員** 先月、譲受人のうちの後ろにある畑が住宅に付属する農地として申請が上がっておりました。今後は住宅と一緒に畑を買われた方が、当該農地を耕作するということでしたので、問題はありません。

**重森委員** ありません。

**議長** これより、質疑を行います。質疑はありますか。

**議長** 他にありませんか。(質疑なし) 特にないようですので、質疑を終了します。次に、議案第1号4番を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員) 挙手全員です。したがって、議案第1号4番は原案のとおり決定致しました。

次に議案第1号5番の説明を事務局よりお願いします。

---

**事務局** ページ番号13をご覧ください。申請地は、役場より西1.5kmに位置する農用地です。位置は3条-5で示しています。

利用計画について、水稻ということで申請されています。以上です。

**塩田委員** 申請地につきましては農用地で、今現在譲受人が水稻を栽培されています。別に問題はありません。

**南委員** 私も同様でございます。

**議長** これより、質疑を行います。質疑はありますか。

**議長** 他にありませんか。(質疑なし) 特にないようですので、質疑を終了します。次に、議案第1号5番を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員) 挙手全員です。したがって、議案第1号5番は原案のとおり決定致しました。

次に議案第1号6番の説明を事務局よりお願いします。

---

**事務局** ページ番号14をご覧ください。申請地は、役場より北東1.4kmに位置する第三種農地です。位置は3条-6で示しています。

取得目的については共有持分の移転で、現状の譲受人、譲渡人の1/2ずつの持分について、譲受人の全所有とするものです。

利用計画について、野菜栽培ということで申請されています。以上です。

**議長** ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたらお願いします。

**山本委員** これは相続の関係で、持ち分を変更するものでございますから、別に問題はございません。

**永田委員** 問題ありません。

**議長** これより、質疑を行います。質疑はありますか。

**議長** 他にありませんか。(質疑なし) 特にないようですので、質疑を終了します。次に、議案第1号6番を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員) 挙手全員です。したがって、議案第1号6番は原案のとおり決定致しました。

**議長** 次に「議案第2号 農地法第5条による許可申請について」1番の説明を事務局よりお願いします。

---

**事務局** ページ番号16と17を一緒にご覧ください。申請地は、1つ前の議案第1号6番の申請地に隣接する第三種農地です。位置は5条-1で示しています。

転用目的については、所有権移転で宅地分譲です。

譲受人は、交通のアクセスが良く、周辺の宅地化が進み住宅の需要が見込まれ

ることから申請地を選定したとのこと。以上です。

**議長** ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたらお願いします。

**山本委員** 当該農地の周辺は既に宅地開発が進んでおる状態で、この区画だけが農用地として残っておる、ということで譲受人が宅地開発をすることについて、周辺とのバランスを考えても問題ありません。また、あの隣接地も同じ譲受人が開発しておりまして、ほぼ完売、あと2区画か3区画残っておるぐらいで今後販売が見込めるので、宅地化が進むものと考えられます。

**永田委員** 問題ありません。

**議長** これより、質疑を行います。質疑はありますか。

**議長** 他にありませんか。(質疑なし) 特にないようですので、質疑を終了します。次に、議案第2号1を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員) 挙手全員です。したがって、議案第2号1番は原案のとおり決定致しました。

次に議案第2号2番の説明を事務局よりお願いします。

---

**事務局** ページ番号18と19を一緒にご覧ください。申請地は、役場より南1.3kmに位置する第二種農地です。位置は5条-2で示しています。

転用目的については、所有権移転で太陽光発電設備の設置です。太陽光発電設備のガイドラインに基づく届出書において、地元への事業説明を済ませていることを確認しております。以上です。

**議長** ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたらお願いします。

**驛重委員** ここは1年ぐらい前からずっと回覧で書類が回っておった件で、問題はありません。



**重森委員** ありません。

**議長** これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

**議長** 他にありませんか。(質疑なし) 特にないようですので、質疑を終了します。次に、議案第2号2を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員) 挙手全員です。したがって、議案第2号2番は原案のとおり決定致しました。

次に「議案第3号 現況証明について」1番の説明を事務局よりお願いします。

---

**事務局** ページ番号20をご覧ください。申請地は、役場より北西4.1kmに位置する第二種農地です。位置は現況-1で示しています。

事務局で現地を確認しましたが雑木が繁殖している状況でした。以上です。

**議長** ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたらお願いします。

**川脇委員** 現地を確認しに行きましたが、原野化しているようなので、問題はないと思います。

**議長** これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

**議長** 他にありませんか。(質疑なし) 特にないようですので、議案第3号1番は総会終了後、事務局と署名委員2名が現況の確認を行い、申請内容と相違ないと判断した後に証明書を発行いたします。

**議長** それではこれより協議事項に移ります。

(協議終了)本日の日程は全て終了しました。令和5年第2回田布施町農業委員会総会を閉会します。

